

沖縄県蔓延防止等重点措置に伴う宮古島市の対応について

緊急事態宣言解除後、沖縄県の急速な感染拡大により、本日4月12日より5月5日までの期間、沖縄県は蔓延防止重点措置区域に国から指定されました。沖縄県の方針では、重点措置の対象区域は沖縄本島9市となり、宮古島市は対象区域から外れますが、全市町村で連日複数名の陽性者が確認されており、感染拡大の危機は高まっている状況であるとし、県内全域に不要不急の外出や移動の自粛、県外や離島への往来の自粛、また全市町村の飲食店等に対し、営業時間を午後8時までとする営業時間短縮の要請がでています。

宮古島市においても、飲食店関連での感染者が連日確認されていることから、9日には飲食店舗を巡回し、感染対策の徹底を改めてお願いしてきました。併せて、再度市民の皆様や、事業所の皆様、及び島外から渡航される皆様に感染対策への協力をお願いしたいと思います。

1. 市民の皆様は、引き続き感染対策の徹底と、島外への不要不急の往来の自粛、及び歓迎会や模合い、ビーチパーティなど飲食に繋がるイベント等についても自粛をお願いします。

島内でも、飲食店舗等の利用は午後8時までの協力をお願いします。

2. 市内飲食店事業所等におきましては、引き続き従業員の健康管理の徹底と、利用者へのマスク着用、手指消毒、店内の換気、三密を避ける行動、来店者名簿への記載協力をお願いします。

また、沖縄県の要請に応じ、夜8時までの営業時間短縮にご協力をお願いします。酒類の提供は午前11時から午後7時までとなります。

3. 蔓延防止等重点措置指定区域から宮古島市への不要不急の渡航については、自粛をお願いします。また、渡航される場合は出発地で事前に PCR 検査を受けて頂くか、那覇空港における PCR 検査を受けて頂きますようお願いいたします。島内においては、陰性であっても、マスクの着用、手指消毒、三密を避ける行動等、感染対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

4. 市公共施設においても沖縄県の要請に従い、感染対策の徹底を継続しながら、原則夜 8 時までの利用とさせていただきます。各施設については、利用時間も異なりますので各施設にお問い合わせください。

飲食業また、観光業の皆様にはゴールデンウィークをはさむかき入れ時に、大変厳しい状況となりましたが、現在の感染状況を決して拡大させないためにご理解を頂き、ご協力の程宜しくをお願いします。

また、本日 12 日は沖縄県内で初めてとなる市内高齢者施設でワクチン接種が始まりました。宮古地区医師会をはじめ、宮古病院や市内の医療機関、高齢者施設等、関係機関の皆様のこれまでのご理解・ご協力に感謝致します。4 月は高齢者施設入居者等を優先に接種しますが、一般の高齢者は 4 月 27 日以降予約開始となり、6 月末までには高齢者のワクチン接種を終え、年度内には一般の方への接種に移行できる段取りとなっております。

市民の皆様、事業所の皆様、及び島外から渡航される皆様も一丸となり、今一度、感染拡大防止対策に気を引き締め、感染対策徹底へのご協力を頂きますよう宜しくをお願いします。